

社会保険 いわて

5月

奇数月発行／2018No.789

- 平成30年度 定時決定と算定基礎届
- 被扶養者資格の再確認とマイナンバーの確認の同時実施について
- 協会けんぽへの申請書は郵送で手続きできます
- 労働Q&A
- 社会保険協会からのお知らせ
- 6月・7月の出張相談所日程



■モシ竜ロマン・クルーズ・岩泉町

日本で初めて発見された恐竜化石「モシ竜化石」が発掘されたことで有名な岩泉町小本。漁師の船長さんの船で、普段見られない海からの景色を堪能できます。三陸特有の断崖美や、津波跡、モシ竜の化石発見地などの名所を、お楽しみ下さい。

画／千葉てるお

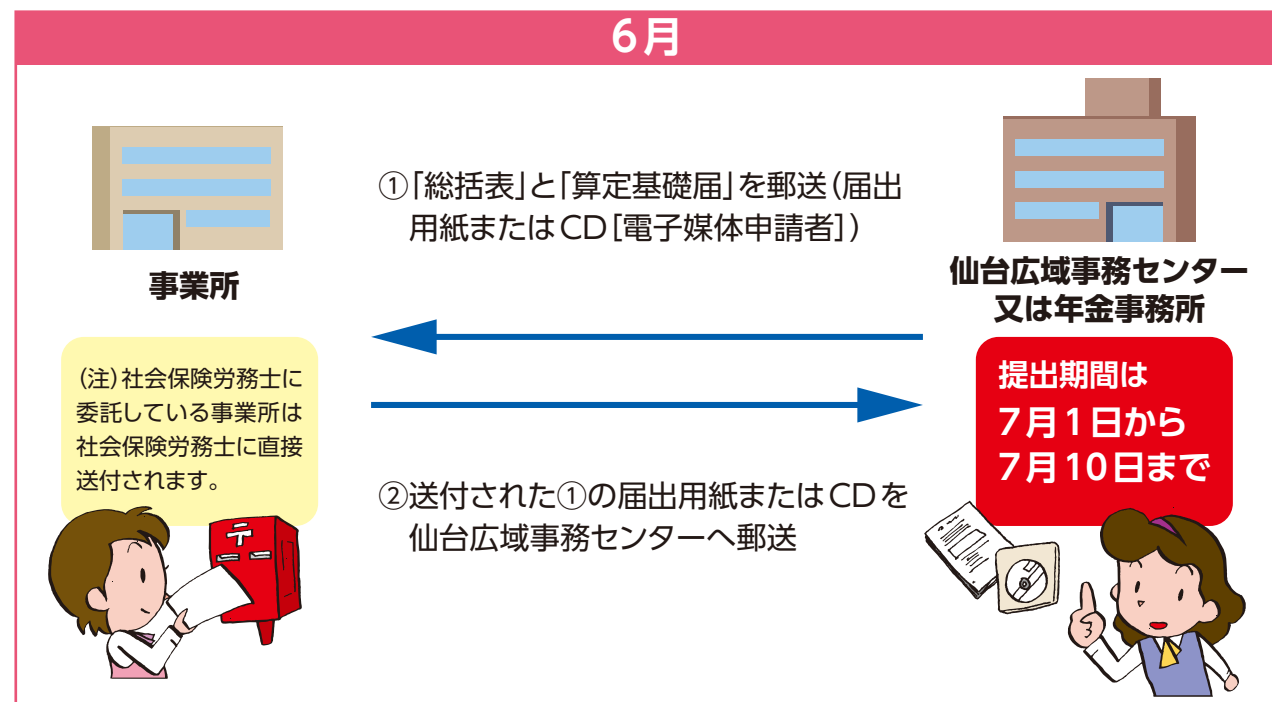


一般財団法人 岩手県社会保険協会ホームページ…<http://www.syahokyo-iwate.com/>
日本年金機構ホームページ……………<http://www.nenkin.go.jp/>
協会けんぽホームページ……………<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

平成30年度 定時決定と算定基礎届

- 7月1日現在で使用している全ての被保険者の4～6月に支払った賃金を、事業主の方から「算定基礎届」によって届出いただきます。この内容に基づき、健康保険および厚生年金保険の被保険者の実際の報酬と標準報酬との間に大きな差が生じないように、毎年1回標準報酬月額を決定します。これを定時決定といいます。
- 算定基礎届により決定された標準報酬月額は、原則1年間(1年間9月分から翌年8月分まで)の各月に適用され、納めていただく保険料の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となります。期日(平成30年7月10日)までに必ず提出しましょう。

■平成30年度の算定基礎届提出スケジュール



●チェックポイント

1. 7月1日現在の被保険者全員が対象です。
ただし、平成30年6月1日以降の採用者は平成30年度の算定基礎届の提出は不要です。
2. 上記対象者の「4月から6月」までの3ヶ月間に支払われた報酬額(現物による給与は金銭に換算して別途記載)を記入します。
(例)4月の給料日に支払った報酬が、かりに3月分であっても算定基礎届の「4月」の欄に記入します。
3. 届出用紙は、該当者氏名等を印字して各事業所あてに送付されますが、「被保険者資格取得届」の届出が遅れた方については、用紙に印字されていない場合があります。その場合は手書用「算定基礎届」用紙に記入します。
4. 該当する方がいる場合には、次に注意してください。
○70歳以上の方については「算定基礎届」の⑱備考欄の「1.70歳以上被用者算定」を○で囲み、⑲欄の個人番号も記入します。
○平成30年7月に標準報酬月額が改定される方は、被保険者報酬月額変更届(70歳以上被用者月額変更届)の提出も必要になります。



●算定基礎届のよくある疑問

- Q / 「4月、5月、6月の3ヶ月を単純平均すると実態とかけ離れた額になるのですが。」
A / 通常の方法で報酬月額を算定すると実態とかけ離れた額となる場合は修正平均を出します。修正平均を行うのは次のような場合です。
- ①4月、5月、6月のいずれかの月に3月分以前の給料遅配分または遡り昇給差額を支払ったとき。
 - ②4月、5月、6月のいずれかの月の給料が7月以降に支払われるとき。
 - ③4月、5月、6月のいずれかの月が低額の休職給であったとき、またはストライキ等による賃金カットをしたとき。
 - ④業務の性質上、例年4月、5月、6月の報酬額がその他の月と比べて著しく変動する場合で、次に該当するとき。
- 過去1年間(前年7月～当年6月)に支払った報酬額の月平均額による標準報酬月額と2等級以上の差が生じたとき。
- ※添付書類に「年間報酬の平均で算定することの申立書」「保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等」が必要となります。届出様式については、日本年金機構ホームページにありますのでご確認ください。



■算定基礎届事務説明会が行われます■

正確な届書作成のためにも、是非事務担当者の出席をお願いします。(初めて事務担当になった方は是非出席をお願いします。)

事務所名	日 時	地 区	時 間	会 場
盛 岡	6月21日(木)	盛 岡 市	10:00～12:00 14:00～16:00	いわて県民情報交流センター(アイーナ)7階 小田島組☆ほ～る
一 関	6月20日(水)	奥 州 市	14:00～16:00	奥州市文化会館(乙ホール) 中ホール
	6月26日(火)	一 関 市	14:00～16:00	一関文化センター 中ホール
	6月27日(水)	大 船 渡 市	14:00～16:00	大船渡市民文化会館(リアスホール) 大ホール
宮 古	6月20日(水)	釜 石 市	14:00～16:00	釜石市民ホール 小ホール
	6月21日(木)	岩 泉 町	13:30～15:30	岩泉町民会館 大会議室
	6月26日(火)	宮 古 市	13:30～15:30	宮古市民文化会館 中ホール
花 巻	6月18日(月)	北 上 市	13:30～15:30	北上市文化交流センター(さくらホール) 中ホール
	6月20日(水)	遠 野 市	13:30～15:30	遠野市文化交流施設みやもりホール
	6月22日(金)	花 巻 市	13:30～15:30	花巻市文化会館 大ホール
二 戸	6月18日(月)	久 慈 市	14:00～16:00	久慈市文化会館(アンバーホール) 小ホール
	6月19日(火)	二 戸 市	14:00～16:00	二戸市民文化会館 中ホール

※該当する地区管轄の事務説明会に出席できない場合は、他の会場に出席することもできます。来場の際は可能な限り、公共交通機関をご利用ください。

■算定基礎届の詳しい事務取扱いはお近くの『年金事務所』にお問い合わせください。
(自動音声案内:「3」押下後「2」押下)



盛岡年金事務所 ☎019-623-6211 一関年金事務所 ☎0191-23-4246
宮古年金事務所 ☎0193-62-1963 花巻年金事務所 ☎0198-23-3351
二戸年金事務所 ☎0195-23-4111

【お詫び】3月号の3ページの最下段の「ケース①」の記載に誤りがありました。お詫びして訂正します。
○「被保険者が70歳に達し、引き続き70歳以上被保険者となるとき」
(誤)「健康保険厚生年金保険 被保険者資格喪失届」と「健康保険厚生年金保険 被保険者資格取得届」が必要
(正)「厚生年金保険被保険者資格喪失届/厚生年金保険70歳以上被保険者該当届(70歳到達届)」が必要。
なお、この届書は、日本年金機構より70歳に到達する予定者が在籍する事業所に事前に送付されることになっています。

被扶養者資格の再確認とマイナンバーの確認の同時実施について

協会けんぽでは、例年、保険給付や高齢者医療制度への納付金の適正化を目的に、被扶養者資格の再確認を実施しております。

また、今年度につきましては、被扶養者資格の再確認に加えて、協会けんぽが管理している加入記録と住民票の情報が相違している等の理由から、マイナンバーの確認ができない方について、マイナンバーの確認作業を同時に実施いたします。

対象者がいらっしゃる事業所様に、6月上旬から7月中旬にかけて「被扶養者状況リスト」、「マイナンバー確認リスト」を送付いたしますので、リストの提出にご協力をお願いいたします。



被扶養者資格の再確認

◎対象者

協会けんぽの加入者で、
平成30年4月1日時点において、18歳以上の被扶養者
(任意継続被保険者の被扶養者は除きます)

※事業所のすべての加入者の被扶養者が、上記に該当しない場合は、再確認の必要
がありませんので、被扶養者状況リストは送付いたしません。

◎送付時期および提出期限

送付時期：平成30年6月中旬から7月中旬
(この期間中に順次発送します)
提出期限：平成30年8月17日

◎提出書類

協会けんぽからお送りする「健康保険被扶養者状況リスト」に記載されている被扶養
者の方が、現在も被扶養者の条件を満たしているかご確認ください。

解除となる被扶養者の有無	提出書類
解除となる被扶養者が「いない」場合	被扶養者状況確認リスト「正」
解除となる被扶養者が「いる」場合	被扶養者状況確認リスト「正」
	被扶養者調書兼異動届 ※解除となる方の保険証(70歳以上の方の 場合は高齢受給者証もあわせて)を回収の 上、添付してください。

◎提出方法

返信用封筒(再確認用リストに同封。私書箱あてになっています。)で、ご提出くださ
い。

なお、マイナンバー確認リストの該当者もいらっしゃる場合には、同じ封筒で2つの
リストをご提出ください。



マイナンバーの確認

◎対象者

協会けんぽ加入の被扶養者および70歳以上の被保険者のうち、マイナ
ンバーが未登録となっている方

※すでに事業所の加入者全員のマイナンバーが登録済みとなっている場合、マイナ
ンバー確認リストはお送りいたしません。

◎送付時期および提出期限

送付時期：①平成30年6月上旬※
②平成30年6月中旬から7月中旬(この期間中に順次発送します)
提出期限：①平成30年6月29日
②平成30年8月17日

※マイナンバー確認リストのみ提出該当で、対象者が9名以下の事業所様への送付
予定です。それ以外の事業所様へは②の時期にお送りします。

◎提出書類

確認対象者の人数によって、紙媒体のリストまたはCD-Rが送付されます。確認のう
え、マイナンバーの記入または登録をお願いします。

確認リストの人数	提出書類
9名以下	マイナンバー確認リスト(紙媒体)
10名以上	マイナンバー確認リスト回答票
	マイナンバー確認リスト(CD-R)

◎提出方法

返信用封筒(マイナンバー確認リストに同封。私書箱あてになっています。)で、ご提
出ください。

なお、被扶養者状況リストの該当者もいらっしゃる場合には、同じ封筒で2つのリス
トをご提出ください。



平成29年度の被扶養者資格の再確認を行った結果、 財政面で大きな効果がありました!

- 被扶養者から除かれた人……………約7.6万人
- 高齢者医療制度への負担金の軽減額……………約18.4億円

高齢者医療制度への負担金は、各健康保険制度の加入者(被保険者および被扶養者)の数などによって算出されて
います。そのため、被扶養者の資格を再確認して、拠出金を算定するときの基礎となる加入者数を正すことで、適正
な額の負担金になります。それにより、支出の無駄を減らすことができ、保険料率上昇の抑制につながります。



協会けんぽの被扶養者資格の再確認とマイナンバーの確認に関することは、
業務グループまでお問い合わせください(☎019-604-9070)

協会けんぽへの申請書は郵送で手続きできます

協会けんぽ岩手支部では、盛岡市の支部窓口の他、県内3か所の年金事務所内に窓口を設置しております。窓口での受付時間は、8:30～17:15(土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)です。協会けんぽに提出するすべての申請書は郵送で手続きできます。

また、ご質問、ご相談については、明るく、丁寧な対応を心がけておりますので、岩手支部へお気軽にお電話ください。

県内の協会けんぽ窓口

協会けんぽ岩手支部(盛岡市)
一関年金事務所 } 事務所内に
宮古年金事務所 } 協会けんぽ窓口
花巻年金事務所 } がございます

申請書等の送付先

〒020-8508 盛岡市中央通1-7-25
朝日生命盛岡中央通ビル2階
協会けんぽ岩手支部

お電話でのご質問、ご相談

協会けんぽ岩手支部 019-604-9009

ホームページで便利!

ホームページでは、申請書の様式を公開しています。事務所やご自宅で、ダウンロードしたものを印刷して使用できます。また、申請書の入力補助機能(下記をご覧ください)付き申請書も公開しています。ぜひ、ご利用ください。



協会けんぽの申請書はホームページから取得できます

協会けんぽへの手続きに使用する申請書は、窓口配置されているほか、岩手支部へご連絡いただくと事業所やご自宅あてに郵送いたします。また、インターネットをご利用の場合、ホームページからダウンロードして使用することもできます。

ホームページで公開している申請書は、そのまま印刷して手書き用の申請書として使用するものと、申請書をパソコンで作成する際に、入力の注意点が表示される補助機能がついた申請書の2種類です。補助機能付きの申請書は、申請者が記入する欄の記入もれや間違いを教えてくださいますので便利です。

●ホームページでは夜間や土日でも申請書を入手できます。

ここで申請書を選択します。



インターネットで「協会けんぽ 岩手」と検索して、岩手支部のホームページを表示します。ページ左上にある「申請書ダウンロード」の「申請書を選択してください」をクリックして必要な申請書を選び、「表示」ボタンをクリックすると、申請書ダウンロードのページが表示されます。

◆上記の詳細につきましては、協会けんぽホームページをご覧ください。協会けんぽまでお問い合わせください。



全国健康保険協会 岩手支部

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

☎019-604-9009(代表)

受付時間：平日8:30～17:15

〒020-8508 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル

労働Q&A

年次有給休暇の時間単位・半日単位付与について

年次有給休暇は日単位で付与することが原則ですが、時間単位の付与については、労働基準法により認められています。また、半日単位についても、労働者が希望し、使用者が同意した場合には、半日単位で与えても良いとされています。

Q1. 時間単位で付与する場合の留意点は?

A1. 労使協定の締結(①対象労働者の範囲②時間単位年休の日数③1日の時間数④1時間以外の時間を単位とする場合はその時間数等)と就業規則への記載が必要です。

②の日数の限度は5日以内

③の1日の時間数は切り上げ(例1日の所定労働時間7時間45分→8時間)

④1時間未満不可



Q2. 半日単位で付与する場合の留意点は?

A2. 労使協定の締結まで要求されておりませんが、時間単位での付与と同様、就業規則への記載が必要です。半日の定義(例 午前・午後等)をして、1回取得するごとに0.5日とカウント。日数の限度はありませんが、日単位が原則であることを考慮し、時間単位と同様5日(年10回)程度とし、時間単位と組み合わせて、従業員の利便性と有給休暇の取得率向上を図ることができます。



【提供：岩手県社会保険労務士会】

ささいな事でもお気軽にどうぞ!

詳しくは
お近くの社会保険労務士に
ご相談ください。

ホームページ▶ <https://www.iwate-sr.jp>



社会保険協会からのお知らせ

一般財団法人岩手県社会保険協会では、去る3月16日(金)盛岡市内において平成30年度予算理事会を行いました。当日は平成30年度に向けた事業計画案及び収支予算案について審議が行われ、全ての案件について提案どおり承認されました。

平成30年度事業計画の骨子については次のとおりです。

なお、平成30年度事業計画及び予算、平成29年度事業報告書及び決算書については、6月に予定しています定時評議員会の承認後、当協会ホームページに掲載いたします。

【平成30年度事業計画の概要】

■広報事業

- 制度広報紙「社会保険いわて」の隔月発行。会員事業所及び広く県民が活用する行政機関窓口への配布
- ホームページ等を活用した制度広報の充実
- 会員事業所への参考図書の無償配布
 - ・社会保険の事務手続(適用・給付版)
 - ・保存版制度マニュアルシート
 - ・社会保険事業カレンダー
 - ・健康づくりカレンダー
 - ・社員を採用したときの社会保険の手続など
- 全国健康保険協会が行う生活習慣病及び特定健診指導等に関する広報支援

■健康づくり事業

予定月	事業名称	予定会場	備考
5月	健康ウォーキング	遠野市	5/12(土)開催
6月	軽登山	鞍掛山(滝沢市)	6/16(土)開催予定
11月	健康ウォーキング	平泉町	「社会保険いわて(9月号)」に参加募集案内予定

■研修事業

予定月	事業名称	予定会場	研修テーマ
4月	新任事務担当者研修	二戸市(4/10) 釜石市(4/13) 北上市(4/16) 奥州市(4/18) 盛岡市(4/24)	年金・健康保険
7月	社会保険実務研修会	一関市 宮古市 北上市	年金・健康保険・雇用保険
8月	ビジネスセミナー	一関市(予定)	労働問題、労務管理関係
9月	社会保険実務研修会	岩手町 大船渡市 久慈市	年金・健康保険・雇用保険
10月	ビジネスセミナー	宮古市(予定)	労働問題、労務管理関係
2月	ビジネスセミナー	盛岡市	労働問題、労務管理関係
随時	企業内研修等	(事業所内等)	健康管理指導等

※各種事業につきましてはその都度ご案内いたします。

社会保険出張相談所

会 場		6月	7月	時 間
盛岡	八幡平市役所(多目的ホール)	14(木)	12(木)	10:00～15:30
	ゆは ず 交 流 館 (岩手町)	20(水)	18(水)	10:00～15:30
	葛 巻 町 役 場	27(水)	7月はお休みです	10:30～15:00
	紫 波 町 役 場	6月はお休みです	25(水)	10:00～15:30
一関	陸 前 高 田 市 役 所	21(木)	7月はお休みです	10:30～15:30
	大 船 渡 市 役 所	28(木)	25(水)	10:30～15:30
	奥 州 市 役 所	6月はお休みです	5(木)	10:00～15:00
	江刺生涯学習センター(江刺)	7(木)	7月はお休みです	10:00～15:00
宮古	青葉ビル第1・2研修室(釜石市)	14(木)	12(木)	10:00～15:30
花巻	遠 野 市 役 所	7(木)	5(木)	10:30～15:30
二戸	久 慈 市 文 化 会 館 (アンバーホール)	13(水)	4(水)	10:30～16:00
			18(水)	10:30～16:00

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。

年金相談のご案内

県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

- ①月曜日(祝日にあたる時は翌開所日)午後7時まで受付を延長
- ②第2土曜日は、休日相談日9:30~16:00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。
※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出かけください。

盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代)
一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代)
宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代)
花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代)
二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代)

相談の際にお持ちいただくもの

- ①年金相談、年金加入期間のご相談には年金手帳、振込通知書、年金証書など本人であることが確認できるものを必ずお持ちください。
- ②本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状と相談を受ける方の確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要となります。